

公認アカウントの申請から認定・運用までの流れ

【対象】

- ・ 広報のために利用するソーシャルメディアのアカウントで、部局等が組織として運用するものを対象とする。
- ・ 学生団体が運用するものや教職員が個人で運用するものは対象としない。
- ・ 診療など広報以外の目的で利用するアカウントは対象としない。

